

グリーンインフラ研究会 規約

第1条（名称）

本研究会は、「グリーンインフラ研究会」と称する。

第2条（目的・活動）

自然の持つ多機能性や回復能力・しなやかさを活用した新しい国土管理・社会資本整備の基本となる、グリーンインフラの考え方を社会に内在化し、その形成を図ることにより、失われつつある環境・文化・地域の多様性を回復させ、ひとりひとりが心の豊かさを実感できる持続可能な成熟社会の実現に資するため、本研究会はグリーンインフラをテーマに以下の活動を行う。

- (1) 情報収集、共有、発信、啓発に関すること。
- (2) 政策の提案に関すること。
- (3) 研究、事業等の開発課題の探索に関すること。
- (4) その他、目的を達するために必要な活動

第3条（会員・入会）

1. 本研究会は、上記の目的と活動の趣旨に賛同して、本研究会の活動に協力することが可能な一般会員と、研究会の活動の企画・運営に参画する運営会員で構成される。
2. 本研究会の会員となることを希望する個人は、本研究会の既存会員の紹介を受け、会員及び会員が所属する団体等及びその関連団体等が暴力団等反社会的勢力と関係していないことを表明した上で、所定の様式により入会の手続きを行うことができる。
3. 入会手続きを行い、運営委員会において入会の承認を得た者は、本研究会の会員となることができる。
4. 本研究会の活動に参加できるのは会員本人のみであり、代理の者が参加することはできない。

第4条（会費）

本研究会の会員は、別途定める「会費規定」に基づいて、年会費を支払うものとする。

第5条（研究会の存続期間）

本研究会の存続期間は、2018年3月31日までとする。ただし、存続期間満了の3カ月前までに、運営委員会が本研究会の終了を決定した場合を除き、存続期間満了日の翌日から翌年の3月31日までの1年間、存続期間を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

第6条（事務局）

本研究会の運営に関する業務を担当する事務局は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社内に設置する。

第7条（運営委員会）

1. 本研究会の活動の企画・運営等に関する協議機関として、運営会員により構成される運営委員会を設置する。

2. 運営委員会は、運営委員の中から委員長、副委員長を各1名選任する。委員長、副委員長の変更及び再任は、各年度の最終の運営委員会において行う。

第8条（会員情報）

1. 会員相互の交流と連携を促進するため、入会時に提供される会員情報のうち、会員の氏名、所属機関などの名称及び肩書きについては、本研究会の会員に対して公開できるものとする。
2. 会員情報の利用は、本研究会の運営及び活動に必要な範囲に限定されるものとし、会員以外にこれを公表してはならない。

第9条（退会）

1. 会員は事務局に退会届を提出することにより、本研究会を退会することができる。
2. 運営委員会は、会員が次の各号の一に該当する場合、当該会員に通知の上直ちに会員の資格を取り消し、退会させることができるものとする。
 - (1) 会員が本規約に違反したとき。
 - (2) 会員、会員が所属する団体等及びその関連団体等が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
3. 会員が本研究会を退会した後も、第8条第2項、第10条の規定が適用されるものとする。

第10条（著作権）

1. 本研究会の活動に際して、会員が新たに作成した著作物および従来より有する著作物の著作権は、当該会員に帰属するものとする。ただし、当該会員が許諾する範囲内において、他の会員はこれを利用することができる。
2. 本研究会の活動において会員間で共同で作成された著作物の著作権は、本研究会に帰属するものとする。ただし、会員は本研究会の活動の成果であることを明記した上で、これを自由に利用することができる。

第11条（規約の改定）

本規約は運営委員会での合意をもって改定することができる。改定内容は速やかに会員に告知するものとする。

第12条（その他）

その他、本規約に定めのない事項については、事務局と運営委員会委員長との協議により決定し、必要に応じ運営委員会に事後報告する。

附 則

本規約は、2016年8月1日より施行する。

グリーンインフラ研究会 会費規定

第1条（目的）

本規定は、「グリーンインフラ研究会 規約」第4条の会費について、規定するものである。

第2条（会費の額）

当面の間、年会費は無料とする。

第3条（会費の額の変更）

運営委員会において、本研究会の活動の拡充等のために、年会費の徴収が必要と判断された場合には、会員に通知して年会費を徴収するものとする。

附 則

本規定は、2016年8月1日より施行する。